

## 【(介護予防)訪問看護における主な指摘事項】

指摘事項	内容	件数
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問看護事業所における訪問看護事業者の技術指導を目的とした会議」は概ね1月に1回以上の開催が必要だが、開催されていない月があった。</li> <li>・前述した会議において、その概要の記録が確認できなかった。等</li> </ul>	5
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表に記載されていない項目(勤務時間、常勤・非常勤の別・兼務関係等)があった。</li> <li>・勤務表で、兼務関係及びそれぞれの勤務時間について明確にされていない。</li> <li>・研修の機会を確保していることが確認できなかった。等</li> </ul>	4
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書に掲載されている利用料の自己負担割合に関する内容が、1割負担の内容だけとなっており、2割負担の利用者に関する対応が行われていない。等</li> </ul>	3
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の保存期間は5年間とされているが、運営規程等で2年間としているものが散見された。等</li> </ul>	3
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。等</li> </ul>	2
苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書等に対する措置の概要や苦情申立窓口の記載をする等、利用者等の苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が講じられていなかった。等</li> </ul>	2

上記項目を含め、11の項目について指摘があった。